

## 福岡県 相談支援従事者初任者研修 Q&A

NO.	分類	質問	回答
1	研修について	相談支援専門員になるためには何が必要ですか？ この研修を受けたら相談支援専門員になれますか？	初任者研修 全日程(7日間)の受講+実務経験を満たす必要があります。初任者研修の受講申し込みは、WEB申込フォーム(福岡県社会福祉士会ホームページ)に入力し、必要書類(法人推薦書、実務経験証明書等)をアップロードしてください。その後、期限までに必要書類を福岡県社会福祉士会に郵送してください。※参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」参照。
2	研修について	サービス管理責任者になるためには何が必要ですか？	初任者研修講義のみ(eラーニング)+サービス管理責任者研修(基礎研修、実践研修)+実務経験が必要です。 初任者研修講義のみ(eラーニング)とサービス管理責任者基礎研修等は別々にそれぞれ申し込みが必要です。 ※参考資料2「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験」参照
3	研修について	児童発達支援管理責任者になるためには何が必要ですか？	初任者研修 講義のみ(eラーニング)+児童発達支援管理責任者研修(基礎研修、実践研修)+実務経験 初任者研修 講義のみ(eラーニング)と児童発達管理責任者研修等は別々にそれぞれ申し込みが必要です。 ※参考資料2「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験」参照
4	受講要件について	実務経験が不足しているのですが申込みできますか？	申込み可能です。 ただし、定員を上回る応募があった場合、実務経験を満たす方が優先順位上位となりますので、予めご了承願います。 従事未経験の方につきましては、講義、課題内容が難しい場合がございます。個別にお問い合わせください。 ※別紙1「相談支援従事者初任者研修の受講者選定に係る優先順位について」参照
5	受講要件について	事業所に所属していないのですが申込みできますか？ 個人で申込みできますか？	申込み可能です。 ただし、定員を上回る応募があった場合、指定相談支援事業所に勤務もしくは勤務を予定で、法人推薦がある方が優先となりますので、予めご了承願います。 ※別紙1「相談支援従事者初任者研修の受講者選定に係る優先順位について」参照  現時点で事業所に所属していない場合でも、既に就職等が決まっている場合は、就職予定の事業所(法人)からの推薦によるお申し込みが可能です。 法人推薦が取れない(個人申込)場合は、法人推薦書に「推薦を得られない場合の理由欄」にご記入ください。
6	受講要件について	県外ですが申込み可能ですか？	申込み可能です。 ただし、定員を上回る応募があった場合、福岡県内事業所が優先となりますので、予めご了承願います。 ※講義のみを他県で受講し、3~7日目を福岡県で受講することも可能です。

7	受講要件について	以前、初任者研修を受けているが、現任研を受けていません。再度初任者研修を受ける必要がありますか？	初任研を受講後、翌年度を1年目とカウントし5年目までに現任研修を受講する必要があります。受講していない場合は、相談支援専門員として勤務できません。初任者研修を再受講する必要があります。 (例)2017年度に初任者研修を受講した方で2022年度までに現任研を受講していない方は、もういちど初任者研修の受講が必要です。
8	記入方法について	様式2はどのように書けばいいのでしょうか？	様式上部(年月日、法人名、氏名、事業所名、住所、予定時期、実務経験、有している資格)については、現在所属している(所属予定の)法人にてご記入ください。実務経験は、現在所属法人での経験に限らず、全ての経験をご記入ください。経験が複数法人にまたがる場合であっても、提出は現在所属の法人による証明のみで結構です。(法人ごとに作成いただく必要はありません) 様式上部を記入後は、相談支援専門員として従事予定の事業所を管轄する市町村の障がい福祉担当課にご提出ください。 記載済みの実務経験が相談支援専門員の要件となる実務経験を満たすことを確認したうえで、押印いただけます。市町村から受け取った様式2は、様式1と共に、アップロード後 郵送して下さい。
9	記入方法について	様式2「実務経験の確認について」は何の経験を書くのですか？	相談支援業務、介護業務等の従事経験についてご記入下さい。 参考資料1「相談支援専門員の要件となる実務経験」参照 判断に困る場合は、事業所所属の市町村、障がい福祉担当課までお問い合わせください。
10	記入方法について	様式2「実務経験の確認について」は従事した事業所が3つ以上ある場合はどのようにすればいいですか？	別紙(任意様式)に全ての従事経験をご記入の上、様式2と合わせて、市町村へお送りください。従事経験を満たしているかどうかを確認するために必要となります。
11	記入方法について	WEB申込フォームに入力した内容を間違えた。訂正はどうしたら良いのでしょうか？	WEB申込フォーム入力後、内容に訂正・変更がある場合は、「福岡県社会福祉士会のホームページ」⇒「初任者研修」のバナーの申し込み⇒「申し込みキャンセル・変更フォーム」に入り、訂正してください。 再度申込フォームから入力はしないようにしてください。
12	提出物について	申込み時には何を送付すれば良いのでしょうか？	相談支援専門員となる方・・・WEB申込フォームに入力+【様式1】【様式2】(※様式2は任意提出)をアップロードして必要書類を郵送。 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる方・・・申込フォームに入力+【様式1】をアップロードし郵送。
13	提出物について	様式2「実務経験の確認について」の提出が必要でしょうか？	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる方は、様式2の添付は必要ございません。 相談支援専門員となる方は、様式2の添付は任意提出となります。ただし、市町村から様式2を交付された方は優先順位上位となりますので、提出をお勧めいたします。 ※参照:別紙1「相談支援従事者初任者研修の受講者選定に係る優先順位について」

14	提出物について	事前課題はいつ提出するのですか？	事前課題は、研修4日目、5日目の研修内にて詳細を説明し、期限までに提出してください。 申込時に作成、提出いただくものではありません。
15	研修について	受講証明書・修了証書はいつ受け取れますか？	受講証明書：eラーニング受講後、「振り返り・評価シート」の提出が確認できてから、約2ヵ月を目途に郵送。 修了証書：全日程（7日間）、演習のみ（3～7日目のみ）コースの7日目終了後、「理解度まとめシート」の提出を確認後、約2ヵ月を目途に郵送。
16	研修について	現任研修とは何ですか？	相談支援従事者初任者研修を修了し、相談支援専門員となった方に対し、受講が必要な研修です。 初任者研修修了の翌年度を1年目とし、5年目までに受講が無かった場合、相談支援専門員としての資格が失効し、初任者研修を再受講する必要がありますのでご注意ください。 本年度（2023年度）に初任者研修を修了した場合、2028年度までに現任研修の受講が必要です。 詳細は、福岡県障がい福祉課までお問い合わせください。